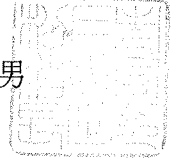


松戸市消防局告示第5号

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。）第31条の2の2第1号の規定により、消防長が指定する周波数帯を次のように定める。

平成28年3月24日

松戸市消防局長 佐山 幸男



## 無線通信補助設備の周波数帯の指定

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。）第31条の2の2第1号の規定により、消防長が指定する周波数帯は260メガヘルツ帯とする。

### 附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。